

前回の議事内容及び審議会後の意見について
 (駒岡清掃工場更新事業環境影響評価方法書)

1 前回の議事概要

項目	委員名	区分	質問・意見等の概要	事業者の回答・説明の概要
廃棄物	黄委員	質問	解体工事について	新工場の建設後、旧工場を解体することになるが解体時の廃棄物は評価を行わないのか
			解体は別事業として認識してよいか。	別事業と考えている。
日影	小篠委員	質問	建築基準法の規制について	予定地は市街化調整区域であり、日影規制はない。 建築基準法との照らし合わせとあるが、どのように評価するのか。 どれを適用するかで基準は大きく変わる。
			建築基準法の規制のうち、どれかを適用する予定。 現段階では未定である。	
温室効果ガス	小篠委員	質問	新工場の排出量について	新工場の排出量については、評価は行われぬのか。 既存の実績と比較して、評価を行う予定であり、そのための現況調査である。
動物植物	吉田委員	意見	レッドリストについて	札幌市版レッドリストに関する記載がないので、参照すること。 準備書では必ず記載する。
人と自然のふれあい活動の場	松井委員	意見	項目の必要性について	今回事業の実施にあたり、あまり必要性のない項目と思われる。 除外も含めて検討する。

2 審議会後の意見

項目	委員名	区分	質問・意見等の概要	事業者の回答・説明の概要
動植物生態系	早矢仕委員	質問	<p>配慮書段階の指摘について</p> <p>昨年度、配慮書審議の際に、「計画段階配慮事項の項目の選定（４－１） 「工事の実施」に含まれる３項目（「建設機械の稼働」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」「切土工等及び工作物の存在）」はいずれも、「動物」と「生態系」の影響要因として選択されるべき項目である。」と意見させていただきました。</p> <p>それに対し、事業者様からは「ご指摘のとおり、工事による騒音・振動や車両走行等の影響は、周辺の樹林地まで到達することが考えられ、周辺の良い動植物の生息環境への影響が考えられることから、工事期間中の動植物及び生態系への影響についても方法書以降で項目として選定いたします。」とご回答がありました。</p> <p>しかし、方法書において、動植物及び生態系への影響について、「工事の実施」で選ばれた項目は、「切土工等及び工作物の存在」一項目のみです。ほかの２項目が選定されなかった理由を御説明下さい。</p> <p><再質問></p> <p>準備書においては、「建設機械の稼働」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」も動植物・生態系への影響要因として選定すると御解答をいただきました。そこで、表８－２－１に記された「予測時期」について質問させていただきます。「予測時期」の項目に、「工事の実施による影響が最大になる時期」と書かれていますが、これは、対象となる動植物の生態特性から影響が最大になる時期を特定するのでしょうか。それとも、たとえば、騒音が最大になる時期、あるいは通行車両数が最大になる時期、など、工事規模が最大になる時期、を指しているのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の件につきましては、当方の確認不足であり、項目の選定において漏れとなってしまいました。</p> <p>今後、次のとおり対応を考えております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現地調査においては、「建設機械の稼働」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」についても、方法書の「切土工等及び工作物の存在」、「地形変更後の土地及び工作物の存在」で示した内容で併用できるものと考えております。 2. 準備書においては、「建設機械の稼働」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」についても項目として選定した上で、動植物、生態系以外で実施する騒音、振動や交通状況に係る予測結果などを活用して「建設機械の稼働」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」に係る動植物、生態系の予測評価を実施したいと考えます。 <p>現時点では工事の詳細工程が決まっていないため、動植物の生態特性に対して影響が最大となる時期（繁殖期等）に工事のどの工程が重なるのかがわかりません。このため、工事規模が最大となる時期（条件）についてその影響の程度（騒音の程度など）を予測し、その結果を用いて動植物の生態特性から影響が最大になる時期（繁殖期等）に対して影響を与えるかどうかを予測・評価することを考えています。</p> <p>言い換えれば、動植物の生態特性から影響が最大になる時期（繁殖期等）に工事規模が最大となる時期が重なった場合の条件で予測・評価を行うことを考えています。</p>

動物生態系	早矢仕委員	意見	調査範囲について	<p><要望> 事業者見解に「現地調査においては、「建設機械の稼働」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」についても、方法書の「切土工等及び工作物の存在」、「地形改変後の土地及び工作物の存在」で示した内容で併用できるものと考えております。」とあります。</p> <p>これらの項目の調査地域について方法書では、「事業実施区域及び敷地境界から 200mの範囲」と記されていますが、方法書で重要な種に挙げられている猛禽類については、とくに繁殖期に、より広域での影響が危惧されます。たとえば、オオタカについて、環境省（平成 24 年 12 月）の「猛禽類保護の進め方(改訂版)― 特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて ―」では、営巣中心域について、「巣立ち雛の行動範囲の最外郭にある営巣に適した林相を有する森林の範囲を、巣や古巣の位置も加味して営巣中心域とする。（中略）調査期間に雛が巣立たなかった場合は、営巣木（複数巣がある場合はその重心）を中心に半径 300mの範囲の巣及び古巣を含む林とする。」と、調査範囲の目安を挙げています。</p> <p>したがって、現地調査で希少猛禽類の生息が確認された場合には、調査範囲を境界から 200m の範囲に限定せず、営巣地の特定と「工事の実施」による影響の緩和措置検討が必要です。天然記念物クマガラに関しても、現地調査で繁殖行動が観察された際には、騒音の発生に格段の配慮が必要になります。</p>	<p>猛禽類については、事業実施区域及び周辺において希少猛禽類が現時点で確認されていないことから、方法書には特に猛禽類に対する記載をしていますが、動物調査（特に鳥類調査）時に希少猛禽類の飛翔に留意し、確認された場合には、確認状況を踏まえ、「猛禽類保護の進め方(改訂版)― 特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて ―」等を参考に猛禽類調査に必要な調査範囲を広く設定し調査を実施します。</p> <p>また、事業実施区域及びその周辺で営巣地が特定された場合には、営巣地に対する工事騒音の影響等を予測・評価し、影響が想定される場合には、環境保全措置の検討を行い、その内容について準備書に記載します。</p> <p>その他、猛禽類以外でも重要な種の繁殖等が事業実施区域及びその周辺で確認された場合には、予測・評価及び影響が想定される場合には環境保全措置の検討を行い、その内容について準備書に記載します。</p>
-------	-------	----	----------	--	--

項目	委員名	区分	質問・意見等の概要	事業者の回答・説明の概要
動物生態系	内藤委員	質問	影響範囲について 第3章「事業実施区域および関係地域の概要」において、動植物の「影響範囲」を1km、猛禽類及び生態系の「影響範囲」を5kmとしていますが（p3-2）、「影響範囲」よりも「調査範囲」を狭くする理由をご教示ください。	第3章については、事業実施区域及び周辺地域の概況を主に既存資料を用いて把握した内容であり、既存資料調査であることから影響範囲（既存資料調査対象範囲）を広めの設定としています。 第7章で示した調査範囲は、環境影響評価に必要な、より詳細な現地調査を行う範囲として設定したものであることから、第3章の影響範囲（既存資料調査対象範囲）よりも狭い範囲となっています。
動物生態系	内藤委員	質問	調査範囲について 第7章「環境影響評価項目の選定」において、動植物（猛禽類を区別していないように読み取れる）および生態系の調査地域を、事業実施区域及びその周辺200mとしています（p7-113、115、121、123、127、129）が、猛禽類や哺乳類等移動能力の高いものについては、200mの調査範囲では狭いと考えますが、いかがでしょうか？	動物（猛禽類以外）の調査範囲については、方法書（p.7-121）にも記載のとおり、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年 建設省都市局都市計画課）において動物の調査範囲は「事業実施区域及びその周辺200mとする。」と示されていることを根拠に設定しました。「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年 建設省都市局都市計画課）における200mの設定範囲は中型哺乳類の行動圏をもとに設定されていますので、今回の調査範囲としても適切であると考えます。 また、猛禽類については、事業実施区域及び周辺において稀少猛禽類が現時点で確認されていないことから、方法書には特に猛禽類に対する記載をしていますが、動物調査（特に鳥類調査）時に稀少猛禽類の飛翔に留意し、確認された場合には、確認状況を踏まえ、猛禽類調査に必要な調査範囲を広く設定し調査を実施します。
動植物生態系	内藤委員	意見	事後調査について 事後調査について記述がありませんが、必要に応じて、環境保全措置が適正であるか、モニタリングを行うことをご検討ください。例えば、植栽等を施した後、生物ネットワークの連続性が確保されているかのモニタリング調査、など。	事後調査については、準備書の段階で調査、予測、評価、環境保全措置の検討を行った結果から必要な事後調査内容を検討し、準備書に記載する予定です。